

緊急!

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、
すべての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入の廃止
が**2027年末**と決定しました。
※一般照明用の高圧水銀ランプについては既に
(2021年以降)製造・輸出入が禁止になっています。

**蛍光ランプが
なくなる前に
LED照明器具に
交換しましょう!**

廃止が決定した蛍光ランプ



直管形蛍光ランプ



電球形蛍光ランプ



コンパクト形蛍光ランプ



非直管形蛍光ランプ

冷陰極蛍光ランプおよび
外部電極蛍光ランプ

詳細は
裏面へ

蛍光灯照明器具をLED化する際、
あるいは長期間使用した器具を交換する際は

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプと既設の照明器具の
組み合わせが不適切な場合、

重大事故が発生して
います。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の間違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形



既設の蛍光灯器具をLED化する際は**器具交換**を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する
場合は**JLMA301**に適合した光源を採用されることをお勧めします。



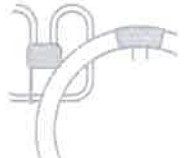
JLMA301



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

すべての一般照明用蛍光灯ランプが2027年までに廃止になります。LED照明器具に交換をお願いします。

※赤い背景の箇所が今回追加された内容です。

ランプの種類	イメージ	最初の条約規制 廃止期限	追加条約規制 廃止期限
電球形 蛍光灯ランプ (CFLi)		一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 2020年廃止	一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2025年廃止 一般照明用 30W超、水銀含有全て 2026年廃止
コンパクト形 蛍光灯ランプ (CFLni)			一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2026年廃止
直管形 蛍光灯ランプ (LFL)		一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg超 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg超 2020年廃止	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 2027年廃止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て 2026年廃止
非直管形 蛍光灯ランプ (NFLs)		—	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 全てのW 2027年廃止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全てのW 2026年廃止
冷陰極蛍光灯ランプ 及び 外部電極蛍光灯ランプ (CCFL/EEFL)		電子ディスプレイ用 長さ500mm以下:3.5mg超 長さ500mm超1,500mm以下:5mg超 長さ1,500mm超:13mg超 2020年廃止	種類にかかわらず水銀含有のものすべて 2025年廃止

水銀に関する 水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

【経緯】国連環境計画(UNEP)では、第25回管理理事会(2009年)において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意しました。政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」(INC5)において条約の条文案が合意されました。2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われました。

10年
たったら
黄信号!

15年
たったら
赤信号!

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

照明器具の適正交換時期は約10年です!



「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

10年経過した照明器具は点検し交換の検討が必要です。ランプ以外の照明器具の部品も使用年数に伴い劣化します。

また、照明器具の耐用の限度(15年)を過ぎると故障率が增大し、続けて使用するには危険が伴うので、ただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全と安心のため、お使いの照明器具の適正交換時期を確認いただき、蛍光灯照明器具から**LED照明器具へのお取替え**をご検討くださるようお願いいたします。

●故障率と交換時期イメージ



「直管LEDランプ」に交換する際のご注意

既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して直管蛍光ランプを直管LEDランプに交換する場合は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LEDランプに交換する際は、**次の4点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。



直管蛍光ランプ

(1) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、LEDランプが点灯しないことがあります。

(2) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

- ・ランプ又は照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発火・発煙することがあります。
- ・LEDランプが正常点灯しているように見えても、器具の絶縁性能が不足し、そのまま使い続けると発火・発煙するおそれがあります。

(日本照明工業会ガイド JLA2008 参考資料 7、8、9 参照)

LEDランプと蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LEDランプメーカー、LEDランプの販売店にお問い合わせいただくか、LEDランプの個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。



(3) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

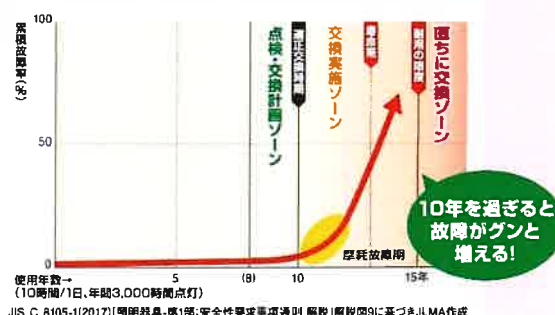
蛍光灯照明器具は、蛍光ランプと組み合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光ランプを使用した場合にのみ適用されます。

LEDランプを使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

(4) 「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期(10年)を考慮いただき、ランプ交換やLEDランプへの交換ではなく、照明器具の買い替えをご検討くださるようお願いいたします。



*さらに詳しい情報は、日本照明工業会ガイド「JLA2008」及び「直管LED 使用上のご注意」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/chui/pdf/JLA2008_100715a.pdf

http://jlma.or.jp/shisetsu_renew/pdf/LED_flier.pdf

*事故情報については、日本照明工業会 HP「G13 口金付き直管LEDランプの事故情報について」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/jiko/pdf/jiko_g13Chokkan.pdf



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

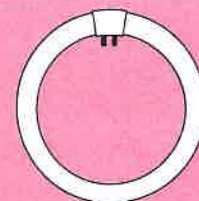
〒110-0018 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行ビル 8F 電話: 03(6803)0501 (代) FAX: 03(6803)0064

<http://www.jlma.or.jp/>

JLMA2015
2018年7月発行

環形 LED 光源に交換する際のご注意

既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して環形蛍光灯ランプを環形LED光源に交換する方法は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LED光源に交換する際は、**次の3点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。



環形蛍光灯ランプ

(1) 交換する LED 光源と照明器具の組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

組合せが不適切な場合、LED光源が点灯しないことがあります。また、照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発煙や火災が懸念される例も確認されています。

LED光源と蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LED光源メーカー、LED光源の販売店にお問合せいただくか、LED光源の個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。

(2) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

蛍光灯照明器具は、蛍光灯ランプと組合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光灯ランプを使用した場合にのみ適用されます。

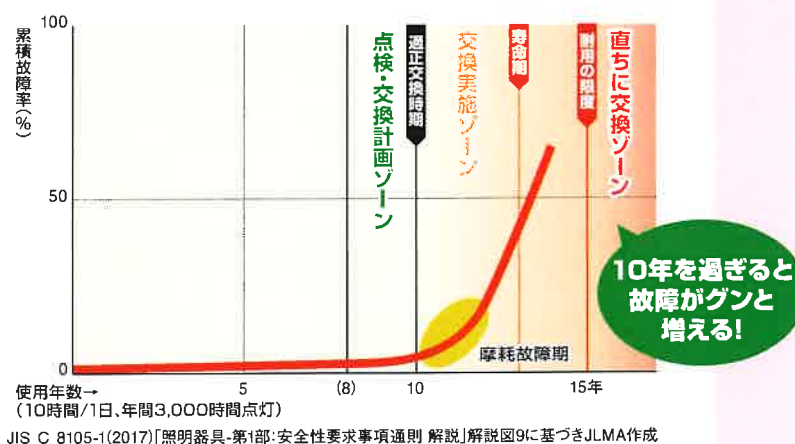
LED光源を使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

(3) 「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています(下図参照)。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期(10年)を考慮いただき、ランプ交換やLED光源への交換ではなく、照明器具の買替えをご検討くださるようお願いいたします。

故障率と器具交換イメージ



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行ビル8F 電話:(03)6803-0501(代) FAX:(03)6803-0064

<http://www.jlma.or.jp/>

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 10 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

蛍光ランプ交換に関する安全啓発リーフレットの送付について

令和 5 年 10 月 30 日から 11 月 3 日にかけて開催された COP5（水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議）において、令和 9 年 12 月末までにすべての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を禁止することが決定され、日本国内においても同様の対応が取られることとなります。

これに伴い、一般照明用蛍光ランプの代替品として交換用の LED ランプが流通・販売されるようになってきていますが、一般社団法人日本照明工業会において、既設の照明器具との組み合わせが不適切である場合、発煙、発火及びランプの落下等の重大事故につながるおそれがあるため、別添のとおり注意喚起がなされています。

つきましては、各消防本部においても、火災予防のイベント等の機会を捉え、別添のリーフレット等を活用し、注意喚起を実施いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

詳しくは、以下の URL より一般社団法人日本照明工業会公式ホームページを御参照ください。

<https://www.jlma.or.jp/anzen/chui/index.htm>

(問合せ先)
消防庁予防課予防係
担当：泉 村松
電話：03-5253-7523
E-mail：j.muramatsu@soumu.go.jp

令和 6 年 6 月 4 日

総務省 消防庁 予防課長
渡辺 剛英様

一般社団法人 日本照明工業会
専務理事 鹿倉 智明

蛍光灯交換時における注意喚起について（ご依頼）

日頃より、日本照明工業会の運営・活動にご支援を賜り、厚く御礼申し上げます
さて、昨年の水俣条約 COP5 の結果、2027 年には全ての一般照明用の蛍光灯の
製造及び輸出入が禁止となりました。これを受けて当工業会では既設の蛍光灯器具の
LED 化の促進に取り組んでおります。既設の蛍光灯器具はすでに 10 年以上使用され
たものが大半であり、内部配線やソケット、絶縁物などの劣化が進んでいるため、安
全を考慮し、LED 器具へ交換いただくように推奨しております。

そのような中で、直管蛍光灯器具につきましては、比較的手軽に LED 化ができる直
管 LED ランプによるランプのみの交換をされるケースが近年増加している状況にあり
ます。ランプ交換のみの場合には火災の発生する恐れがあることから、当工業会
は、安全啓発のため別添のとおりリーフレット等を作成し注意喚起を行っておりま
す。消防庁様におかれましては、消防庁様及び全国の消防本部様が行う火災予防のイ
ベント等において安全啓発のためにリーフレット等を御活用くださいますようよろし
くお願い申し上げます。

担当者連絡先

一般社団法人日本照明工業会

技術部 斎藤 毅

e-mail : saito@jlma.or.jp

PHONE : 03-6803-0501

FAX : 03-6803-0064